

川口市中小企業振興条例

川口市は、中小企業のまちとして、県内はもとより、わが国の鑄物や機械をはじめとする「ものづくり」において重要な役割を担ってきた。また、植木、花卉や軟化蔬菜などを生産する、伝統的技術に裏付けられた地域資源を有しており、これらは、先人たちのたゆまぬ努力により、関連する幅広い産業とともに発展を遂げてきた、次の世代へ伝えていくべき代えがたい財産である。

こうした本市産業を支える中小企業は、地域資源が持つ価値を限りなく発揮させることを通じて、市民生活を支える雇用や所得をもたらすなど、川口市の地域経済にとっても、極めて重要な存在である。

ここに、我々は、中小企業の活性化が、川口市の更なる発展に欠かせないものであることを地域として共通の認識とし、関係するすべての人の協働により、この代えがたい財産を守り、川口市民の生活の維持、向上を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の発展において中小企業者が果たす役割の重要性にかんがみ、本市の中小企業の振興に関し基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項及び第5項に規定する中小企業者並びに農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第3条第1項に規定する農業者であって、市内に事務所又は事業所を有し、事業を営んでいるものをいう。
- (2) 中小企業団体 事業協同組合、企業組合その他の市長が適当と認めた中小企業に関係する団体をいう。

(基本理念)

第3条 市、中小企業者、中小企業団体及び市民は、相互に連携し、及び協力して、

中小企業者の事業活動の活性化の推進に努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の規定に基づき、地域の中小企業者及び中小企業団体と密接に連携し、中小企業及び産業の振興のための指針を定めるよう努めるものとする。

2 市は、国、県その他の公的団体等と連携し、融資のあっせん、助成金の交付その他中小企業者に対する支援等、必要な施策を講じなければならない。

3 市は、前項の施策を効果的に実施するために、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業者及び中小企業団体の役割と努力)

第5条 中小企業者及び中小企業団体は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善及び強化並びに従業員の福利向上に努めるとともに、地域環境との調和並びに消費生活の安定及び安全の確保に十分に配慮し、地域経済の振興及び発展に貢献するものとする。

(市民の理解と協力)

第6条 市民は、本市の中小企業者が地域経済の振興及び発展並びに市民生活の向上に果たす重要な役割を理解し、地域の中小企業者の育成及び発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。